



## 年頭の辞

北海道医師国民健康保険組合

理事長 長瀬 清



明けましておめでとうございます。

平素より当組合の事業運営に格別のご支援並びにご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから、4回目の新春を迎えることとなりました。昨年5月に5類感染症に移行になったことを受けまして、感染の実態が把握しにくくなりましたが、最近の状況は落ち着いているようにも見受けられますので、新しい年が、ポストコロナ、ウィズコロナに相応しい一年となることを祈念するばかりです。

さて、当組合の財政状況につきましては、平成28年度からの国庫補助率の削減で、国庫補助が3分の1になるという逆風に遭遇しましたが、令和2年度まで保険料の段階的な引き上げを行ったことや療養給付費の増加が抑えられたこと、平成30年度より前期高齢者交付金を受け取ることができるようになったこともございまして、6期連続で単年度黒字を維持できており、令和5年度の事業運営につきましては、落ち着いていた療養給付費が入院を中心に増加しているという懸念はございますが、7期連続の単年度黒字が維持できる見通しにあります。

令和3年度の財務省の財政制度等審議会から言及されてきた所得の高い国保組合への補助の廃止を含めた見直しの動きは沈静化しましたが、一方で人口減少の中でどの組合においても組合員数、被保険者数の減少が続いているため、規模の小さい組合では、大数の法則が維持できる保険者の規模にいつまで留まることができるのかとの不安が生まれており、合併・統合のシミュレーションを行って、組合の将来を模索する動きが広がっています。当組合も組合員数、被保険者数は、年々、減少していますが、組合員数では47都道府県医師国保組合の中では上位にあり、被保険者一人当たりには換算した財産の額も多く保有しておりまして、単独での運営を維持していくことができるものと思っております。

令和6年度の事業運営は、令和5年度の事業運営

を踏襲していきます。保険料は、医療分の保険料は据え置きますが、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額は、保険料と国庫補助金、国への納付額の収支を検証しまして、国の概算一人当たり法定負担額が高めに設定されて精算金が多くなっている影響により、当組合の収支に余剰金が生じていることが分かりましたので、概算一人当たり法定負担額に対する乗率を見直して、保険料を引き下げる案を保険料等検討委員会にお諮りしております。また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、昨年5月19日に公布をされたことを受けまして、令和6年1月より産前産後期間の保険料の軽減措置が実施されることになりました。当組合では、国からの通知内容に従って令和6年1月開催の理事会で規約を改正し、令和6年1月1日に遡及して導入する考えでいます。

国は、人生100年時代として健康寿命の延伸を掲げ、保険者インセンティブ制度として支援することにより、保健事業の更なる推進を求め、医療費適正化を促進しております。令和6年度より第3期データヘルス計画、第4期特定健診・特定保健指導実施計画がスタートしますので、当組合では、それに向けて計画の策定作業を行っています。組合員・被保険者の皆様方におかれましては、是非ともご協力をお願いいたします。また、令和6年1月より北海道国民健康保険団体連合会のご協力をいただきまして、機関誌「北海道の国保」に掲載の健康レシピとエクササイズの動画を、当組合のホームページに毎月転載することにしましたので、是非一度、ご覧いただき、参考にしていただければと思います。

最後となりますが、組合員をはじめ被保険者の皆様のこの一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、今後とも組合員各位の組合運営に対する特段のご理解とご協力を賜りますようお願いし、年頭のご挨拶といたします。

## 新春雑感 -令和6年-

北海道医師国民健康保険組合

組合会議長 佐藤 信清



新年明けまして、おめでとうございます。新型コロナウイルス感染症も、昨年5月にやっとその扱いが5類感染症へと移行し、日々の暮らしも流行以前に戻りつつある今日この頃ですが、組合員の皆様ならびにご家族の方々におかれましては、ご清栄にて良き年をお迎えのこととお慶び申し上げます。まず日頃から道医師国民健康保険組合の事業運営にあたり、皆様のご協力に感謝いたします。私は、平成23年から道医師国保組合副議長を、平成29年からは議長を務めさせていただいておりますが、この14年余りの間に、医師国保組合を取り巻く環境は年々厳しいものとなってきております。同組合もご承知のように、組合員の減少、高齢化をはじめとして、多くの問題が顕在化しており、これからも、組合員皆様をはじめとして、役員の諸先生、事務局の方々のますますのご指導、ご協力をこの場を借りてお願い致します。

さて、原稿執筆時の11月末現在、巷ではここ数年に見られないようなインフルエンザ感染症が猛威を振るっており、学級閉鎖も全く珍しくないものとなっています。困ったことには、この中にぼつりぼつりと新型コロナ感染が紛れ込んでいます。これはインフルエンザだと思って、検査をしてみると新型コロナ感染だったり、またその逆もあり、さっぱり訳が分かりません。幸い新型コロナ感染も流行初期のような重症化する症例も減ってきており、何とかクリニック（耳鼻咽喉科）でも対応できています。しかし中には、咽喉頭のびらんを伴うひどい炎症をきたす例もあり、何名かは即入院となりました。

全般的には、新型コロナ流行後に激減した患者数も、例年の8割程度に回復しており、ほっとしているところです。私事ですみませんが私も、一昨年末ついに新型コロナに感染してしまいました。看護師も同様に発症しており、同じ外来患者から感染したと思われます。元々私は、耳鼻咽喉科医として毎日様々な感染症の患者と接しており、コロナに対する免疫は十分あり、感染しても発症はしないものと勝手に思っていました。幸い病状は、軽度の発熱だけで、大ごとにならずに済みました。ところで、皆さんは、新型コロナワクチン接種を続けていますか？かかるワ

クチンについては、様々な報告、報道があり、さらなる接種の是非は、個人的には微妙なところかと考え、私は三回接種で卒業としました。少なくとも感染予防には寄与していないのは間違いなさそうですし、重篤化の可能性がある症例に限って、摂取するのが妥当なところかと考えています。

個人的に昨年最大の思い出といえば、大谷翔平選手の活躍につきます。3月に行われたWorld Baseball Classicでは、日米の野球界で活躍する選手が、大谷選手を核として一丸となり、優勝をもち取りました。いまだに時々VTRを見て、感動を新たにしています。今も、トラウトを三振に切って取り、キャップを放り投げて雄叫びを上げる大谷の姿は、しっかりと目に焼き付いています。さらにはレギュラーシーズンで、前人未到の本格的二刀流選手として大活躍を成し遂げ、堂々の二度目のMVPに輝きました。返す返すもシーズン終盤の右ひじの故障が残念でなりません。一日も早い完全復活を心から祈念しています。さらには、NBAにおける、渡邊、八村両選手の活躍、欧州サッカー界における久保選手をはじめとする多くの選手の活躍等々、加えて今年はパリ五輪もあり、ますます楽しみな一年になりそうです。

続いて、再びコロナ感染がらみですが、流行の初期には武漢発の流行は確実であり、ウイルス研究所からの感染拡大が原因ともいわれていましたが、その後はChinaの隠蔽工作もあってか、変異ウイルスの流行が、どこからどのような経緯で拡大していったのかは不明のままです。今後も、同じような新種のウイルスのパンデミックが、再び起こる可能性は否定できないと思われます。かかる事態を想定して、国際間の協力の下で詳細な原因究明と再発防止策を講じてもらいたいものです。

思いつくまま雑文を連ねてきましたが、今回もやはりコロナに始まりコロナで終わってしまいました。最後になりましたが、医師会員、医師国保組合員の皆様、ご家族のご健康とご多幸を。そして、新しい年が皆様にとって佳き年でありますよう、お祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

道医師国保組合のお知らせ

## 『課税所得控除国民健康保険料証明書』 を発行します

令和5年分の確定申告時期は、令和6年2月16日（金）から3月15日（金）までです。

組合では、令和5年1月から令和5年12月までの1年間に納付された保険料の『証明書』を令和6年1月10日付けで発行し、送付いたしますので、大切に保管してください。

なお、従業員（准組合員）およびその家族が当組合の被保険者になっている組合員の方は、従業員（准組合員）およびその家族の保険料も含まれた金額の合計額を証明していますので、申告を行う際には、必要に応じて調整願います。

照会先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：会 計 係

TEL 011-271-7471

道医師国保組合のお知らせ

## 組合ホームページにて 健康レシピやエクササイズを紹介します

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

この度、保健事業として北海道国民健康保険団体連合会の機関誌「北海道の国保」に掲載の「北の恵ふるさと健康料理」から地元の特産を使用した健康レシピや自宅でできるエクササイズを本組合のホームページでも紹介いたします。掲載は、1月中旬頃を予定しておりますので、ご覧いただき、健康づくりにお役立てください。

\* 北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

# 人間ドック等健康診査利用のご案内

## 助成金の請求は令和6年3月末日迄です 健康診査または特定健康診査を受けていない方 ぜひ受診しましょう！

——— 特定健診の受診は、自家健診でもOK ———

＜利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求＞

北海道医師国民健康保険組合では、保健事業として健康診査に対する助成事業を実施しております。

組合員および被保険者の方の健康管理の一環として年1回は健康診査を受診いただき、助成事業をぜひご利用願います。

なお、特定健康診査の対象（40～74歳まで）の方が「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査基本項目」の受診をお願いいたします。

簡易人間ドックなど「特定健康診査基本項目」が全て含まれている健康診査を受診された場合は、改めて「特定健康診査」を受診する必要はありません。

すでに健康診査を受診された方は、助成金交付の請求書に添付書類を添えて組合へお送りください。

| 項 目         | 入院人間ドック<br>(1泊2日以上)                                            | 簡易人間ドック<br>(1日または半日含む)                   | 特定健康診査                                                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 利用者の範囲   | 本組合に加入の組合員および被保険者                                              |                                          | 本組合に加入の組合員および被保険者で40～74歳までの方                                                                                                                       |
| 2. 利用する医療機関 | 入院人間ドックを常設している医療機関                                             | 簡易人間ドックを実施している医療機関<br>(自家健診可)            | 特定健康診査を実施している医療機関<br>(自家健診可)                                                                                                                       |
| 3. 助成金限度額   | 組合員 8万円<br>家族・准組合員 3万円<br>(特定健康診査の費用を含む)                       | 組合員 5万円<br>家族・准組合員 3万円<br>(特定健康診査の費用を含む) | 当組合が参加する当該年度の集合契約Bにおける契約単価<br>※北海道医師会の集合契約および自家健診の場合<br>基本健康診査 7,830円<br>詳細健康診査<br>・貧血検査 920円<br>・心電図検査 1,630円<br>・眼底検査 1,230円<br>・血清クレアチニン検査 130円 |
| 4. 請求用紙     | 「健康診査助成金交付請求書(様式第1号)」<br>または<br>「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書(様式第3号)」 |                                          | 特定健康診査(自家健診)<br>振込口座届出書                                                                                                                            |

## (注意)

## 1. 助成金の対象とならない方

- ・ 社会保険、市町村国保などに加入の方

## 2. 特定健康診査対象者の方に特定健康診査費用分をお支払いできないケース

- ・ 脳ドックなど、特定健康診査の「基本的な健診項目」が入っていない検査を受診された場合
- ・ 特定健康診査の「基本的な健診項目」が不足している場合（未実施の場合）

※後日、特定健康診査の「基本的な健診項目」および不足項目を受診した場合は特定健康診査費用分をお支払いいたします。

## 3. 請求について

請求用紙

- ・『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式
- ・本組合のインターネットホームページに掲載の様式  
\*組合ホームページアドレス  
<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>  
(助成金請求書の他、特定健康診査用入力票・質問票も掲載)

| 請求状況                              | 提出書類                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 組合員が組合へ請求                      | 「健康診査助成金交付請求書」(様式第1号)<br>検査項目・領収書<br>特定健康診査用入力票(または健診結果の写し)・質問票<br>※自己の開設または勤務する医療機関で健康診査を実施した場合<br>領収書に代えて金額が分かる書類(各検査項目の料金を記載したものなど)<br>を添付 |
| 2) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を組合へ請求 | 「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」(様式第3号)<br>検査項目・金額が分かる書類(実施機関の請求書など)<br>特定健康診査用入力票(または健診結果の写し)・質問票                                                     |
| 3) 自己の開設または勤務する医療機関で特定健康診査のみ実施の場合 | 特定健康診査(自家健診)振込口座届出書<br>特定健康診査用入力票・質問票                                                                                                         |

※上記1) および2) で特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要な場合

- ・ 40歳未満または75歳以上の方
- ・ 検査項目に特定健康診査基本項目が含まれていない場合
- ・ 特定健診の受診券を医療機関へ提出された方

◎ 健康診査のほか、「インフルエンザワクチン接種」・「歯科健診」の助成も行っております。

インフルエンザワクチンの接種をされた方は、「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」によりご請求ください。

詳しくは、「健康診査ガイドブック」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階  
北海道医師国民健康保険組合(総務係)

TEL 011-271-7471







